

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、日本郵便株式会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる平成〇年〇月〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書（以下「請求書」という。）を郵便により当審査会に提出したのは、請求書を郵送してきた封筒に貼付された料金証票によると、平成〇年〇月〇日である。

したがって、本件再審査請求は、法定の請求期間を徒過してなされたものである。

- 3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するの

が相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの文書において、要旨、「審査官から平成〇年〇月中旬頃、審査請求を棄却する旨の決定を受け取った。しかし、自分は、棄却の理由が納得できず、弁護士へ相談した。弁護士からの指示で、事故当時に入院していた病院から診断書を発行してもらった。弁護士が、自分の雇用先を提訴する段取りであると推察していたが、時間がかかるため、早急に再審査請求するように言われた。速達で郵送したが、期日を1日超過した。」と述べている。

しかしながら、請求人の述べる理由は請求人の個人的な事情にすぎず、少なくとも天災その他客観的にみて、一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるような事情があったことについて、疎明があつたものとは認めることができない。

4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、請求期間を徒過してされており、その徒過したことについて「正当な理由」があることの疎明がないものと判断する。

したがって、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を徒過した不適法なものであり、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。